

競馬で万馬券が当たって手に入れた100万円と、不動産投資によるアパート経営からあがった100万円、サラリーとして得た100万円とでは、担税力（租税を負担する能力）は同じであろうか。どこから発生した所得であろうと、お金に色はついておらず100万円は100万円であると考えれば、同じ額の税金を負担することとなる。

わが国の所得税法では、所得を10種類に分類してい

## 所得税 10種類の所得

ずることになる。その他に7種類の所得の区分があり、利子所得、配当所得、事業所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、雑所得（上記のいずれにも該当しない所得）がある。

そして、所得税法は、こ

れら各種の所得ごとに、課税の対象となる所得金額の計算の仕方を定めている。例えば、利子所得は収入した金額がそのまま所得金額となり、何も差し引くものはない。一方、給与所得の場合には、収入金額に応じて定められている給与所得控除額を差し引く。これに対し、事業所得、不動産所得、雑所得の場合には、総収入金額から必要経費を控

分類し、異なる計算方法を定めているわけである。したがって、ある所得がどの種類の所得に該当するかによって、大きな税負担の差としてあらわれる。納税者にとっては切実で重大な問題である。

最近、インターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に馬券を網羅的に購入して、多額の当たり馬券の払戻金を受けているという課税事件が話題となった（最高裁判平成27年3月10日判決）。3年間に払戻金で得た収入が約30億1千万円、同期間に購入した全馬券の費用は約28億7千万円であった。問題は、これが一時所得に該当すると判断されれば、当たり馬券の購入費用しか差し引けない（所得金額は約14億6千万円）。他方、雑所得に該当すれば、外れ馬券を含む全馬券の購入費用が必要経費として差し引ける（所得金額は約1億4千万円）。最高裁は、本件のような所得およびそれを生じた行為の具体的な態様を考慮した結果、これは一時的・偶発的なものではなく雑所得に該当するとした。

# 課税のあり方には 十分な議論を

除することとなる。

る。これによれば、万馬券で得たものは一時的・偶発的な所得であるから一時所得に、アパート経営のものは不動産所得に、サラリーは給与所得にそれぞれ該当

大学院 誠一  
大学 関岡  
経済学 教授  
名古屋大学 法学研究科



せきおか・せいいち 租税法。  
京都大学経済学部卒。国税庁を経て2010年から現職。1955年生まれ。

馬券の購入費用があるはずだが、それはカウントされない）、残額から50万円を控除して、その2分の1が課税対象となる。

すなわち、所得税法では、その所得がいかなる源泉から生じたものであるかによって担税力の大小があるという前提に立って10種類に

これからも所得の分類を巡ってはさまざまな争いが発生するものと予測される。しかしながら、こうした10種類の所得の分類は未来永劫変えるべきではないと考える必要もなからう。所得課税のあり方については今後とも十分な議論が不可欠である。

